体感!しだみ古墳群ミュージアム 出店者要項

- 1. 日 時 令和7年11月9日(日)9時から15時30分(予定) ※会場内での車の通行は、12-(3)に定めた時間のみとします。
- 2. 主催者 しだみの里守グループ (施設指定管理者)
- 3. 内 容 体感!しだみ古墳群ミュージアムおよび古代体験広場において"秋まつり"を開催し、 毎年恒例のマルシェやキッチンカー、古代体験プログラム等の出店を計画しています。 なお、本イベントには、例年3,000人以上のお客さまにお越しいただいており、多くの 市民に親しまれております。
- 4. まつり告知 名古屋市内幼稚園児及び小中学生に対しては、名古屋市 WEB サイト、一部チラシ配布。 春日井市・尾張旭市・瀬戸市・長久手市の全小・中学生にはチラシ配布(PDF 配布含む)、 SNS 等。
- 5. 出 店 出店数 40 ブース程度

出店料 3,000 円

区 画 幅 $3m \times$ 奥行3m(場所のみ提供、ただしキッチンカー除く)

内 訳 キッチンカー 10 店程度

食品販売10 店程度雑貨販売15 店程度その他(体験教室)5 店程度

※上記の内訳はあくまでも目安です。応募状況等により内訳は変わります。

※応募者多数の場合は出店者をミュージアムで選定しますが、選定理由についてはお答えいたしかねます。

電 気:①エンジン式発電機の持ち込み可能です。(安全対策は万全にお願いします)

②電気供給は可能ですが、使用容量は1KW程度までです。 また、申請された容量に基づき電気代をご負担ください。

その他:来場者に対するアンケートを実施しますので、ご協力をお願いいたします。

6. 出店資格 応募にあたっては、販売・サービスの提供に必要な営業許可等を取得して下さい。 食品販売を行うブースは、開催日当日に保健所による検査が実施されます。 毎年、食品衛生法等による出店者の不備が指摘され、改善の注意を受けています。 内容によっては営業を禁止等される可能性もありますので、出店にあたっては関係法令を 遵守して下さい。

なお、出店者の過失等により生じた損害等について、主催者は一切その責任を負いません。

- (1) 販売する品目に応じた、公的機関の発行する営業許可証を有していること。
- (2) 食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有していること。
- (3) 食品賠償保険に加入していること。
- (4) 保健所が定める、適切な衛生管理と加工(調理等)ができ、販売品を衛生的に 取り扱えること。(すべての出店物は、出店者の責任において出店、販売、保護、 管理、アフターケアを行ってください。出店物に関して主催者は一切の責任 を負いません)
- (5) 当日、保健所や消防の立入検査に対応できること。

- 7. 注意事項 (1) 宗教、思想などの勧誘やビジネス的な勧誘はお断りします。
 - (2) <u>反社会的勢力排除のため、いただいた情報をもとに関係機関に照会</u>をかける場合があります。
 - (3) 各種法令等を遵守の上、販売する商品や提供するサービスの取り扱いには充分注意してください。

販売資格、免許、公的申請は出店者において取得し、出店時に掲示して下さい。 なお、酒類の販売は禁止します。

- (4) 会場で調理し販売する場合は、該当する営業許可書を有し、且つ、定められた 方法に則り提供する必要があります。(当日許可証を掲示)
- (5) 会場で調理しない食品を販売する場合は、当該食品に関する営業許可書は不要です。 ただし、保健所の許可がある場所で調理し、食品表示を行って販売してください。
- (6) 食品販売を行う出店者は、食品営業にかかる賠償保険に加入してください。 予防のため十分な加熱処理や手洗いを励行し、アルコール消毒をしてください。
- (7) ミュージアムがスタッフ等を配置して会場管理及び整備を行いますが、天災地変、 火災等の不可抗力及び出店者の過失に起因する損失についてはその責を負いません。
- (8) 出店者の搬入、設営、搬出、撤去時などは事故防止に努め、特に敷地内での車両の移動については必ず係員の指示に従い通行してください。
- (9) 出店にかかる行為によって事故または損傷が発生した時は当該出店者の責任となります。

また、会場設備、他の出店者などに損害を与えた場合、理由の如何にかかわらず当該出店者の責任とします。

- 8. 感染症対策 感染症拡大防止のため出店にあたっては、下記事項を必要に応じて対応ください。
 - (1) マスクの着用。
 - (2) 手指の消毒の励行および消毒のためのアルコール等の設置。
 - (3) 大声を出さない。
 - (4) お客さんが密集しないよう注意。
 - (5) 飛沫予防のためのアクリル板等の設置。
- 9. その他 (1) 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例など、利用規則を厳守してください。
 - (2) 古墳群内は全面禁煙です。
 - (3) 来場者及び他の出店者に迷惑をかける行為はおやめください。
 - (4) 出店場所の古代体験広場にはゴミ箱がありません。発生したゴミは、出店者が責任を持ってお持ち帰り下さい。
 - (5) ①エンジン発電機の持ち込み可能です。(安全対策は万全にお願いします)
 - ②電気の供給は可能ですが、<u>容量は 1kW 程度とします。</u> 容量超過による停電を回避するため、使用容量は正確に申請して下さい。 また、申請された容量に基づき電気代をご負担ください。
 - ③電気・ガス及びそれ以外の熱源の利用も可能です。 使用する熱源の種類とその量を申告して下さい。
 - (6) 雨天は中止とし出店料を返却しますが、その他の損害賠償は行いません。 雨天時の開催可否は当日5時30分までに決定し、開催しない場合は中止の告知を HP(6時頃掲載予定)に掲載します。
 - (8) 出店者様都合によりキャンセルされた場合、出展料は返金できません。
- 10. 緊急時対応 緊急時にはミュージアムにご連絡下さい。

電話:090-7048-5344 (中電クラビス) 月曜日休館・祝日の場合翌日)

- 11. 補 償 出店者は各自の責任において出店にともなう全てのリスクの責任を担い、発生し得るすべての問題に対し、自らの責任において対処しなければなりません。 出店者及びその代理人が、他の出店者、会場の設備、来場者を含む全ての人身等、第三者に損害及び危害を与えた場合は、その補償は全て出店者の責任となり、主催者は一切責任を負いません。
- 12. 搬入、搬出(1)会場内での車両走行は最徐行とし、ハザードランプ点灯の上、一般のお客さまの 通行を妨げないようにしてください。
 - (2) 出店料の入金を確認後、当日使用する車両の通行証を発行いたします。 当日、会場(古代体験広場)に入場する際は必ず通行証を掲示し、指示された 場所に駐車してください。
 - (3) 車両の搬入は7時00分から(6時50分までに必ず館前駐車場に入場下さい) 搬出は17時頃以降(当日の状況により、時間変更する場合がございます)とし、 混乱を避けるため、スタッフが指定する出店者順に搬入、搬出をしていただきます。 また、8時から17時は車両の移動はできません。
 - (4) 当日はスタッフの指示に従って行動して下さい。
- 13. 申 込 (1) 添付資料 3 枚 (様式 1~3) に必要事項を記載し、下記メールアドレスにお申込み下さい。

なお、暴力団の排除に関する誓約書の提出がない場合は、出店は認められません。

申込先メール shidamu@chudenkbs.co.jp (原則メールにてお申込み下さい。)

連絡先 体感!しだみ古墳群ミュージアム(担当:松井・田中) 電話:052-739-0520(9:00~17:00 月曜日休館・祝日の場合翌日)

- (2) 出店者は定められた期限までに出店料を指定口座にお振込み下さい。 期限までにお支払いがない場合は、出店を取り消します。
- (3) 申込締切 2025年7月13日(日)

出店者届出書

カテゴリー いずれかに○をつけて下さい	① キッチンカー	②食品販売	③雑貨販売	④その他
名称 (屋号)				
代表者名				
住所				
TEL				
メールアドレス				
当日の責任者名				
当日の連絡先				
出店内容				
(商品、数量等)				
出店方法 出店方法	※キッチンカーは除きます。			
(食品販売のみ)				
	※大型車での乗り入れはご遠慮	ま下さい。		
搬入車両	車種:			
	ナンバー:			
熱源の利用	利用する (様式4を	· 提 出)		
いずれかに○をつけて下さい	利用しない			

	■熱源を利用する場合は、様式4を提出して下さい。
	■熱源を利用する場合は、必ず消火器を設置して下さい。
その他	■感染対策に十分に留意して下さい。
C 42 IE	
	■今後、マルシェ等の出店募集のご案内をお送りしてもよろしいでしょうか?
	bla
	はい ・ いいえ

記入漏れがあると、受付出来ない場合があります。

様式2

食品取扱関係施設調査票

	住	所	
出店者	氏	名	電話
食品衛生	上責任:	者	電話
(業務従事責任者)※) 🔆	电前

※業務を代行する方がある場合は会社名及び担当者名をご記入下さい。

1 取扱食品等(出店期間 月 日 ~ 月 日)

取扱食品等	(調理等を行う場合) 原材料の形態から提供までの方法 (販売のみを行う場合) 食品の保管及び陳列の方法	最大取扱 予定数量 / 1 日	試食の有 無
			有・無

※弁当類については製造所、搬入時間、搬入方法を記載してください。

2 施設及び設備関係 ※毎年、給水、手洗い、洗浄設備の不備を保健所より指摘されることが多いです。

施設の構造	プレハブ・テント・その他(
給水	水容量:水道直結・約40%・約80%・約200%・約 %
手洗い設備	水道直結・流水式タンク・洗浄剤・消毒剤・その他(
食品保管設備	冷蔵庫(個)・冷凍庫(個)・アイスボックス(個)・その他
洗 浄 設 備	シンク(槽)・ 食洗機 (個)
換気設備	強制換気・自然換気 使用食器 使い捨て容器・その他

						1					I
排		水	下	水直結・その他	ī ()	廃棄物物	容 器	ふた付容器(個)・そ	その他	
				「を受けている・	届出をして	ている方は記入 	.してく	ださい)			
				(営業許可番号		営業者氏	毛名				
	可	業	種		<u>の他(</u>	, I)			
	出	 業	種	乳類販売業・弁	当販売業・	<u></u> その他 ()		
			1	130000000000000000000000000000000000000			ると、	 受付出来ない場		 ます。	
					/ •	(HE) (MIN ON O)	<i>w c</i> (U // 00 /	54 7 8	
3											
								۸ ٣	-	п	_
								令 木	印 年	月	F
				暴力	団の排隊	余に関する	誓約	書			
- =	L+ E	□ T.									
占侄	印长	敗									
古屋	市暴	力団排	除条	例(平成 24	年名古屋	市条例第 19	号) 身	第 2 条第 1 号	号に規定	する暴力	団を
るこ	とと	ならな	いよ	う事業を運営	含すること	を誓います	0				
				申請者	住所						
				1 111 11	1-1-771						
					氏名(沒	5人にあって	は名和	なび代表者:	名)		
										印	
	中保許 古 古 可 上 世 上 上 上	中保健 中保健 中保健 中保健 中保健 中国 古屋 大 市 市 市 長 暴 長	その他 (すで) 中可取得又は営業 保健センター (保健 許	その他 (すでに許可 中可取得又は営業届出 保健センター (保健所) 許 可 業 種	その他 (すでに許可を受けている・ 中可取得又は営業届出 保健センター (保健所) (営業許可番号 許 可 業 種 飲食店営業・そ 届 出 業 種 乳類販売業・弁 3	その他 (すでに許可を受けている・届出をして 年可取得又は営業届出 保健センター (保健所) (営業許可番号 許 可 業 種 飲食店営業・その他(届 出 業 種 乳類販売業・弁当販売業・ ※ 3 暴力団の排除 古屋市長殿 古屋市暴力団排除条例 (平成 24 年名古屋 ることとならないよう事業を運営すること 申請者 住所	その他(すでに許可を受けている・届出をしている方は記入 中可取得又は営業届出 保護センター(保健所) (営業者) 営業者員 許 可 業 種 飲食店営業・その他(その他(すでに許可を受けている・届出をしている方は記入してく *** 中町 様 種 飲食店営業・その他(その他 (すでに許可を受けている・届出をしている力は記入してください) 中可取得又は営業届出 (選業をレクー (保健所) (選業者 氏名 許 可 業 種 飲食店営業・その他(その他 (すでに許可を受けている・届出をしている方は記入してください) 中可取得又は営業届出 保健センター (保健所) (営業者氏名 営業者氏名) 田 単 種 飲食店営業・その他()) 田 出 業 種 乳類販売業・弁当販売業・その他()) ※記入漏れがあると、受付出来ない場合があり 3 令和 年	その他 (すでに許可を受けている・届出をしている方は記入してください) 「中域をよなは客業用出 (保護の場合) 営業者氏名 営業者氏名 営業者氏名 日本

体感!しだみ古墳群ミュージアム 熱源利用届出書

h <1 ()	
名称 (屋号)	
代表者氏名	
当日現地責任者	
熱源 (電気) 発電機又は一般供給のいずれか	発電機を利用(発電機利用の注意事項を厳守) 一般供給を利用(1kW程度 機器名と消費電力を記載)
いずれかに○をつけて下さい	使用機器名:
	消費電力(合計): kW 例:機器名→冷蔵庫、冷凍庫、照明 消費電力→合計 1kW
熱源(電気以外)	 ※利用する場合は、熱源の種類とその量を必ず記載して下さい。 熱源の種類 熱源の量 例: ガスコンロ→プロパンガス 10 kg・ガス缶 5 本、薪炭→薪 20Kg
発電機利用の注意事項	・現地責任者は発電機の安全な利用に留意して下さい。・発電機はお客さまの近く又は容易に触れられる場所に設置しないで下さい。・騒音や排ガスに注意して下さい。・燃料の給油は発電機を停止し、火気のない場所で行って下さい。

・ガソリン携行缶は屋外に放置しないで下さい。
・発電機の周囲に燃えやすいものを置かないで下さい。
・こぼれたガソリン・オイルは必ずふき取って下さい。
・運転時は移動や傾斜をさせないで下さい。

上記の通り申込します。